

CPD、CPDSの単位認定にあたっての注意事項

主催者側で全ての受講時間に対し、モニター越しに受講確認をすることが単位認定にあたっての要件とされています。そのため、以下の点について、ご留意のうえご参加ください。

CPD、CPDS共通

- カメラとマイクが付いたPCで受講してください。
- 1人1台のPCまたは1人1台の10インチ以上のタブレットで受講してください。
※スマートフォンによる参加は不可。
- 画面上での受講者の識別のため、「お名前」欄に受講者番号(3桁)を入力してください。
なお受講者番号は申込期間終了後、石川県電子申請システムを通してお知らせします。
- 受講中はカメラを常に起動してください。そのため、受講者の顔が画面上に表示されることをご了承願います。
- 遅刻、早退及び一定時間以上の離席、切断が確認された場合は、CPD、CPDS運営機関に報告します。
- 建築士会CPD、CPDSともに主催者側で一括申請します。
- 他団体のCPDをご希望の方には受講証明書を発行します。各協会への学習履歴申請は受講者で行ってください。
※建築士会CPD及びCPDSは、主催者側で一括申請するため、建築士会CPD及びCPDS向けの受講証明書は発行できません。

CPDS

- 主催者側で、講習開催中に、受講確認のためスクリーンショットを開始直後、半ば、終了間際の計3回撮影のうえ、CPDS運営機関に提出します。
- 主催者側で行う学習履歴(ユニット登録)の申請が承認されると、同時に非技士会員の方は、学習履歴の申請手数料が一括送金システムから自動で引き落としされます。

その他

- 参加の際は、インターネットに接続状態となり、データ通信量が大きくなりますので、通信環境にご注意ください。